

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県建築基準条例		
条 例 番 号	昭和 35 年神奈川県条例第 28 号	法 規 集	第 12 編第 6 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部建築指導課		
条 例 の 概 要	建築基準法に基づき、建築物等の制限その他建築基準法の施行について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、建築基準法に基づき、災害危険区域等を指定しているほか、同法の委任により、建築物の敷地、構造等に係る安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加するものであり、必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例は、建築物の安全確保等を図るため有効ではあるが、建築物に対する防火性、安全性などに対する近年の技術水準を的確に反映させるため、一部の規定を改正する必要がある。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例では、災害危険区域等の指定や、建築物の敷地、構造等に係る安全上、防火上又は衛生上必要な制限を規定しているが、その内容は目的を達成するために必要最小限で、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例の目的は、建築物等の安全性の確保を図るものであり、「神奈川力構想」における「政策の基本方向」に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、建築基準法に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 (改正・廃止を検討する。)	建築物に対する防火性、安全性など近年の技術水準を的確に反映させるため、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無